

新潟県立看護大学情報管理・倫理要綱

(平成20年7月14日制定 情報化推進本部)

改正 平成25年4月1日 情報ネットワーク特別委員会

改正 平成26年6月11日

改正 平成27年4月1日

改正 平成30年4月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県立看護大学情報管理・倫理規程（以下「規程という」。）の運用上必要な事項を定めるものとする。

(ユーザの責務)

第2条 ユーザは、規程第4条により、次の責務を負うほか、規程第2条第1号に定める計算機資源における次の利用をしてはならない。

(1) 規程第4条による責務

ア ユーザは、利用に際して、利用申請書（様式1-1、1-2及び1-3）を委員長に提出しなければならない。

イ ユーザは、計算機資源及びアカウントをユーザ以外の者に利用させてはならない。

ウ ユーザは、パスワード等を盗難・盗用されないように管理し、又情報が流出しないよう必要な注意を払って利用しなければならない。

エ ユーザは、委員会が必要と認めた管理・運用上の指示等に従わなければならない。なお、委員長が指定する規程第7条に定める管理者の指示等も同様とする。

(2) 規程第2条第1号に定める計算機資源利用における禁止行為

ア ウイルス対策のない利用

イ 不必要なファイル共有

ウ セキュリティ関連のソフト更新の不実行

エ 外部ネットワークとの直接・バイパス接続

オ 不要なサービスの開放

(不正利用等の禁止)

第3条 規程第6条に定める禁止行為は次の行為とする。

(1) 刑法等の違反行為

ア 刑法その他法令による刑事責任を問われる行為

イ 民法その他の法令による民事責任を問われる行為

ウ 新潟県の条例、規則及び本学の規程等に違反する行為

エ 計算機資源の機能及び使用に支障を及ぼす行為

オ 他のユーザの計算機資源の利用に支障を及ぼす行為

カ 公序良俗に反する行為

(2) 侵害等

ア 他人の信書（メール等）の閲覧

イ 他ユーザや自己の利用する以外の計算機の情報の傍受・改ざん

ウ 他ユーザや自己の利用する以外の計算機への攻撃、侵入

- エ ウイルス等の作成
- (3) 不正な情報の発信
 - ア 知的財産権・肖像権を侵害する情報
 - イ 差別や誹謗中傷に当たる情報
 - ウ プライバシーを侵害する情報
 - エ わいせつな情報
 - オ 教育・研究、管理運営等を妨害する情報
 - カ 他者の業務・作業を妨害する情報
 - キ 虚偽の情報
 - ク 守秘する義務のある情報
 - ケ その他規程第2条第3号に定める委員会が不適切と判断した情報

(計算機資源の運用・管理等)

- 第4条 委員会の実行部会(以下、「部会」という。)は、計算機資源の運用・管理の実務を行うほか、規程第6条に規定する違反行為の疑いが生じた場合は、速やかに調査を実施し、事実の確認に努め、必要な証拠等の確保又は保全を行う。
- 2 部会は、違反行為が疑われるユーザ(以下「被疑ユーザ」という。)が特定されていない場合は、特定するための必要な措置を執ることができる。
 - 3 部会は、前2項の措置にあたっては、当該違反にかかわると思われる関係者に対して、事情の聴取又は資料の提出を求めることができる。
 - 4 部会が被疑ユーザの所有又は管理する証拠等を確保又は保全するにあたっては、原則として当該ユーザの同意を得なければならない。
ただし、証拠隠滅のおそれがあるなど緊急の必要があると判断される場合はこの限りではない。
 - 5 部会は、前4項に定める運用・管理の実務等を行った場合は、委員会に適宜報告しなければならない。

(違反行為に対する処置等)

- 第5条 委員会は、規程第6条に規定する違反行為者に対して次に掲げるいずれかの処置を決定することができる。
- (1) 利用資格の剥奪
 - (2) 利用資格の停止
 - (3) 利用範囲の制限
 - (4) ユーザの氏名及び違反行為の公表
 - (5) カウンセリング及び再教育
- 2 違反行為に対する措置は、その行為が過失又は未遂の場合も行うことができる。
 - 3 処置の内容は、違反行為にかかる故意・過失の存否及びその程度、既遂・未遂の別、生じた損害又は危険の重大性の程度、違反者の改悛の情の有無、違反者の更生の可能性その他違反に係わる一切の事情を考慮して決定されるものとする。
 - 4 利用資格を剥奪された者は処置を受けた後、1年間の経過以降、委員会に利用資格の回復の申し出を行うことができる。

5 委員会は前項の申し出を受けて、審査の上利用資格の回復をすることができる。

(違反行為に係る緊急措置)

第6条 部会は、違反行為の被害拡大防止又は調査のために緊急に必要と判断された場合は、必要最小限度の措置をとることができる。

(その他)

第7条 規程及びこの要綱の運用上必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。